

診療情報管理士の役割 ——活動範囲の拡大——

吉田 晃 治
西日本病院 総院長
基礎課程小委員会委員

医療制度が急速に変化して行く中、4月よりの診療報酬改定は過去最大のマイナス改定である。急性・回復・慢性期から在宅への切れ目のない医療を実施し、QOLの向上と治療期間を短縮し、医療費を節減することは今回の大きな目的である。具体的には、

- ① 患者が見て分かりやすく、患者の生活の質（QOL）を高める医療を実現する視点より、領収証交付、セカンド・オピニオン紹介、生活習慣病等の予防。
- ② 質の高い医療を効率的に提供するために医療機能の分化・連携を推進する視点より、在宅療養支援診療所に24時間往診、訪問看護等を提供出来る体制構築、DPC（診断群別分類包括評価）対象病院の拡大、地域連携パス。
- ③ 我が国が重点的に対応して行くべき領域として、小児・産科・麻酔・病理等の診療科、医療のIT化、医療の安心・安全対策、高度先進的医療への評価。
- ④ 医療費の配分の中で、効率化が必要と考えられる慢性入院医療、特に医療の必要度に係る評価に対する対応、歯科診療・調剤報酬に関するもの等が実施されている。

一方、特徴的な変革としては、療養型病床患者の在宅・居住系施設への推進、地域完結型医療の中で、機能的役割分担として重要であった急性期入院・紹介外来・地域支援病院加算等の紹介率関連加算の廃止、急性期医療に係る区分A（1.4：1看護配置）の新規導入、療養病棟入院料及びリハビリテーション料等の減額、DPC病院の拡大などが、私的に印象的である。

以上のような現状を考え診療情報管理士となられる皆様は、診療録及び広義の診療情報を適切に管理し診療を支援することにより医療の質と効率化を守る重要な役割がある。さらに病院内では診療録・診療情報の他に医事業務にも精通し経営感覚を涵養し、各診療部署・科間の連携支援・協力が適切で確実に実施出来なければならない。

さらに医療の質・効率化の向上と共に診療録・診療情報管理の基盤となる体制作り、そして診療録の内容全般に対し、多方面に対し積極的に関与することも重要な職務である。

また診療情報を管理する部門は事務部門としての位置付けではなく、広義の診療情報の管理を行い診療を支援する中央組織部門の一つとして位置付けられ、病院全体の機能を客観的に統括出来ることが必要であり、活動範囲も医療全般へと拡大され、病院内では組織横断的チーム医療の要として最も重要なポジションの一つとなりつつある。以上のことなどを考慮して優秀な診療情報管理士となられることを期待します。